

職員の給与の男女の差異について

長野県王滝村

1・全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.2%
任期の定めがない常勤職員以外	117.1%
すべての職員	84.0%

2、「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料について、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	89.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	101.9%
26～30年	92.1%
21～25年	90.9%
16～20年	106.2%
11～15年	23.6%
6～10年	62.6%
1～5年	73.8%

【説明欄】

- ・扶養手当、時間外手当等男性の職員による受給が多いため男性の方が多くなる。
- ・本庁部局長・次長相当職に該当する職員はいない。
- ・勤続年数別での差異を比べる範囲は、職員数が少ないため、一人で大きな差が出る。
- ・勤続年数 11～15 年は、医師と一般職での差異になるため大きな差が出ている。
- ・勤続年数 6～10 年は、産休育休の女性職員分減額となっているため大きな差が出ている。
- ・勤続年数 1～5 年は、専門職や中途採用者による前歴経験月数が含まれる男性職員が多いため差が出ている。